

○阿見町公園緑地里親補助金交付要綱

平成25年 3月22日告示第33号

改正

平成26年 3月31日告示第97号

平成28年 3月31日告示第100号

(趣旨)

第1条 町は、公園緑地（町が管理する都市公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）に定める都市公園をいう。）その他公園並びに緑地及び町民の森（阿見町景観条例（平成11年阿見町条例第1号）第7条第1項に規定する町民の森をいう。）をいう。以下同じ。）において、阿見町公園緑地里親制度要綱（平成25年阿見町告示第32号）に定める里親を支援するため、公園緑地里親活動を行う団体に対し、その活動の規模に応じて予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、阿見町補助金等交付規則（昭和51年阿見町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象者等)

第2条 この要綱による補助金交付の対象者は、阿見町公園緑地里親制度要綱（平成25年阿見町告示第32号）に定める里親として認定を受けた団体のうち、その活動に係る公園緑地の合計面積が100平方メートル以上であるものとする。

(補助金の額)

第3条 この要綱による補助金の額は、公園緑地里親活動に要する経費（報酬、交通費その他の経費を除く。）に相当する額とし、その上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 公園緑地の区域のうち里親が活動する区域の面積に1平方メートル当たり40円を乗じて得た額（以下「算定額」という。）が5万円に満たないとき 5万円
- (2) 算定額が5万円以上20万円以下のとき 算定額に相当する額
- (3) 算定額が20万円を超えるとき 20万円

2 年度の途中に新たに認定を受け、又は認定を廃止された里親に対する補助金の額は、前項の規定により算出した補助金の額をその活動実績に応じて月割で算出した額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに阿見町公園緑地里親補助事業補助金交付申請書（様式第1号）に年間事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を添付して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の交付申請について審査し、その内容が妥当であると認めるときは、阿見町公園緑地里親補助事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、阿見町公園緑地里親補助事業補助金に係る補助事業の内容変更申請書（様式第5号）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ阿見町公園緑地里親補助事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までに、阿見町公園緑地里親補助事業実績報告書（様式第7号）に年間事業報告書（様式第8号）及び収支決算書（様式第9号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助事業の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、実績報告書の実施内容について調査することができる。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、第2条及び第3条の規定による補助金の交付内容に適合していると認めるときは、補助金交付決定額又は実績報告書により算出した額のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、阿見町公園緑地里親補助事業補助金確定通知書（様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、町長が補助事業の遂行上で必要と認めた場合は、補助金交付決定額の範囲内の額を概算払いすることができる。

2 里親は、前項ただし書きの規定により概算払いを受けようとする場合は、阿見町公園緑地里親補助事業補助金概算払申請書（様式第11号）を町長に提出するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日告示第97号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第100号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。